

第 26 回

大阪市都市景観委員会

会 議 録

| | |
|-----|---------------------|
| 日 時 | 平成 20 年 9 月 1 日 (月) |
| | 午後 2 時～午後 4 時 10 分 |
| 場 所 | 大阪キャッスルホテル 6 階 白鳥の間 |

大阪市都市景観委員会（第26回）

1. 開催日時 平成20年9月1日（月）午後2時～午後4時10分

2. 開催場所 大阪キャッスルホテル 6階 白鳥の間

3. 出席者（敬称略）

（1）都市景観委員会

| | | | |
|-------|----|---|-----|
| 委員長 | 増 | 田 | 昇 |
| 委員長代理 | 澤 | 木 | 昌典 |
| 委員 | 川 | 崎 | 雅史 |
| | 木 | 多 | 彩子 |
| | 栗 | 本 | 智代 |
| | 小伊 | 藤 | 亜希子 |
| | 中 | 原 | 茂樹 |
| | 藤 | 本 | 英子 |
| | 前 | 田 | 雅子 |
| | 渡 | 邊 | 英一 |

（2）市側

| | | | |
|------------|----|---|----------------------|
| | 森 | 田 | 市民局市民部長 |
| | 井 | 上 | ゆとりとみどり振興局緑化推進部長 |
| | 酒 | 井 | 都市整備局企画部長 |
| | 西 | 尾 | 建設局総務部企画室長 |
| | 田 | 中 | 建設局管理部路政担当課長 |
| | 徳 | 平 | 港湾局臨海地域活性化室長 |
| | 花 | 淵 | 交通局工務部建築企画担当課長 |
| | 高 | 林 | 計画調整局建築指導部建築企画担当課長代理 |
| 事務局（計画調整局） | 北 | 村 | 局長 |
| | 立 | 田 | 計画部長 |
| | 中 | 谷 | 計画部都市デザイン担当課長 |
| | 佐々 | 木 | 計画部都市デザイン担当課長代理 |
| | 松 | 並 | 計画部担当係長 |
| | 浅 | 野 | 計画部都市デザイン担当 |

4. 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 題

① 都市景観資源について

1) 北区・旭区における都市景観資源の登録について

(都市景観資源検討部会での検討結果報告)

- ・都市景観資源の登録までの選定・審査の流れ
- ・都市景観資源の定義の運用(案)
- ・必須要件及び評価基準(案)
- ・北区・旭区の都市景観資源候補について
- ・審査方法(案)

2) 登録制度に関する運用(案)について

- ・登録制度に関する運用(案)
- ・都市景観資源の登録に関する取扱要綱(案)

② その他

- ・中央区における都市景観資源発掘の取り組み

(3) 閉 会

[配付資料]

資料1 都市景観資源の登録までの選定・審査の流れ

資料2 都市景観資源の定義の運用(案)

資料3 必須要件及び評価基準(案)

資料4 都市景観資源の評価シート(北区・旭区)

資料5 都市景観資源候補の個別カルテ(案)(北区・旭区)

資料6 北区・旭区の都市景観資源候補について

資料7 審査方法(案)

資料8 登録制度に関する運用(案)・都市景観資源の登録に関する取扱要綱(案)

資料9 中央区における都市景観資源発掘の取り組み

[参考資料]

参考資料1 景観条例(抜粋)、今までに指定した都市景観資源

参考資料2 平成14・15年度の指定の流れ

5. 議事の概要

○事務局

開会挨拶、出席確認、資料確認

○増田委員長

それでは、第26回大阪市都市景観委員会を開催致します。ご協力の程、よろしくお願いしたいと思います。

審議に入ります前に、まず、大阪市都市景観委員会運営要綱3（3）に基づきまして、議事録署名人を川崎委員と木多委員のお2人をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

委員会としましては、約半年ぐらい経過しております。その間、都市景観資源検討部会におきまして、鋭意、検討して頂いているところでございます。今日は、皆様のお手元でございますように、議題と致しましては、主に都市景観資源についての審議でございます。1番目が北区・旭区における都市景観資源の登録について、それと登録資源に関する運用（案）についてでございます。

まず初めに、北区・旭区における都市景観資源の登録につきまして、事務局の方からご説明の程、よろしくお願いしたいと思います。

○事務局

（資料1から資料7までの説明）

○増田委員長

ありがとうございます。

ただ今ご説明頂きましたように、今日は、皆様にいくつかに分けて議論頂きたいと思っております。1つは、北区・旭区の先行的なケーススタディを通じて、都市景観資源の定義の運用（案）、それと、都市景観資源としての必須要件及び評価基準という資料2及び資料3について、これは、これから都市景観資源登録をしていく時の要件となりますので、まず、これについてご審議を頂きたいということが1点目でございます。

2点目は、北区・旭区の案件が出てきておりまして、トータルとしまして25物件を現地審査の候補物件としたいということに対しての審議でございます。

3点目は、その審査方法についてと、審査に際してどのような資料整理を行ったら良いかということも含めて、主には資料4と資料7について、ご議論頂きたいということの3つに分けてと考えております。

何か澤木部会長の方から補足頂くことがございましたら、よろしくお願いしたいと思います。

○澤木委員

都市景観資源部会の部会長を賜っております澤木と申します。

これまで、部会では、2回程議論をしながら、今日の議題について検討して参りましたけれども、色々多岐にわたっておりますので、少し分けながら議論頂くのが良いかなと思います。最初の論点であります資料2と資料3、都市景観資源の定義の運用、それから、必須要件並びに評価基準についてですけれども、この資料2では、まず、対象物をどうするかという、資料の中央辺りに記載されておりますけれども、この辺りについてご議論頂ければなと思っております。これは、その上に記載されている条例第18条の「建築物等、樹木等の有体物若しくは公共施設又はこれらと一体となって」という条例文がございます。対象を特定できるものということで、単体の建築物、工作物から始まりまして、建築物群という複数のもの、それから、樹木、並木、モニュメント、公共施設、それらが複合的に一体となっているもので土地や物件が特定できる複合物という、この辺りまでを対象にしたらどうかという案でございます。眺望景観につきましては、なかなか都市景観資源ということで対象を限定するのが難しいという判断から、また別枠で、何か拾っていくようなことを考えなければいけないのではないかと考えておりました。今回の都市景観資源からは対象外という案にしております。

それから、条例第18条に書かれている資源の要件と言いますか、冒頭に、「市民等に親しまれ」というのが1つあります。それから、「かつ、良好な都市景観の形成上の価値を有する」ということで、市民に親しまれつつ景観上の価値があるということはどう評価するかという点で、資料3にございます必須要件あるいは評価基準というものを出示しておりますけれども、特に評価基準の方ですね、4つの軸で、①認知性、これは市民に親しまれというものに深く関係しますけれども、市民等による認知度、親近度の高低、共有性、それから、同じく市民等に親しまれということでは、③地域性にあります地域におけるシンボル性、ランドマーク性とか、その下の維持保全活動等の地域活動の有無ということで、維持保全に地域の人たちが何か活動しているかどうかという辺りも関係してくるのかなということが入っております。それから、良好な都市景観形成上の価値を有するという点では、②美観性でありますとか、地域性の一部も含まれますが、④歴史・文化性といったような軸が挙がってきています。こういった辺りの対象物、評価基準、それから上の方に必須要件ということで、一応、この要件を満たすものを拾おうという形で5項目挙がっておりますが、この辺りの枠組みを決めて、対象物件を絞ると同時にどう評価するかという評価の枠組みですね、それを作っていきたいというように考えております。

今事務局から、資料5、資料6等でご説明がございましたが、かなり区からの推薦が挙がっているんですが、区の方でこういう基準で挙げて下さいといったような一律の基準を事務局の方から投げている訳ではないので、今回初めての試みとして挙がってきているんですが、色々な挙がり方をしておりまして、対象物とするかどうかとかこれを評

価できるのかといった点で、非常に未知数の部分が多くて、部会でも十分結論は出せておりませんので、その辺りも含めて、後々の議題かもしれませんがご意見を頂ければと思っております。

○増田委員長

いかがでしょうか。

まず、旭区、北区が先行したケーススタディというような見方もしないといけないと思うんですけども、それも踏まえながら、特に資料2、資料3の都市景観資源の定義及び運用という話と必須要件及び評価基準、この辺りについて、ご意見やご質問がございましたら、積極的な意見交換をしたいと思います。よろしくお願いします。

○栗本委員

最初に、都市景観資源に登録する目的、それと、登録してからそれをどのように運用という表現が良いかどうか分かりませんが、登録したらどうなるんだというところを明確にしないと、登録すること自体が目的になっていって、登録するから集客を目的とするのか、あるいは、市民がわがまちに誇りを持つという、そこに目的を持つのかといったところで、随分指定の仕方が、登録の仕方が変わってくるのではないかと思うので、その目的の部分と、それから、将来的な展望といったところを少しお聞かせ頂ければと思います。

○増田委員長

はい、ありがとうございます。

事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局

資料2の2段落目の大阪市景観形成推進計画のところにも書いておりますけれども、この都市景観資源を幅広く登録することで、広く市民に知って頂くということ、また、地域の景観に関心を持ってもらうということで地域の特性を活かした景観づくりを進めていく際の手がかりとして活用していきたいというように考えております。

それと、今のところですけども、もし登録されましたら、それをホームページに掲載し、まず情報発信して、その後、区の中で色々な都市景観資源を活用した取り組み、まちづくりの取り組みなどをやっていけたらなというように考えております。

○増田委員長

いかがでしょうか。

○栗本委員

半分は理解できたのですけれども。実際、登録されて、ホームページはやはり一般の方が覗きにいかないと見れないものですので、具体的に、何かロゴを作るですとか、都市景観資源の登録というところを、もう少し、すぐ一般の方が分かり易いような何か表

現をしていって、かなり積極的に発信しないといけないということと、景観づくりを進めていく手がかりということも非常に曖昧でありますので、その部分の次のアクションプランも、次回、次々回でも構わないと思いますので、何かそういうことをして、登録したら必ず非常に効率的な次のステップアップができるんだというようなことの確証を得ないと、この委員会自体、各委員の方々もやる気と言うか、関わったということへの満足度と言うんでしょいかね、この委員会自体の意義というのも随分変わってくるかと思っておりますので、その辺りはぜひお願いしたいと思います。

○増田委員長

何か部会の方で補足ございますか。

○藤本委員

過去に選ばれた物件について、何かあったということがもしあれば、ご報告頂けたら良いかと思うんですけれども。

今選ばれている中で、私の記憶がある部分に関して言いますと、お初天神があるんですけれども。あそこは、広い道路側の角のビルが建て替わったんですね、先日。その時に、その向こう側にお初天神があるということが通りからも確認できるように、ビルの1階のところを開けられたということがありました。これは、別に都市景観資源として選ばれたからではないとは思ってますけれども。

都市景観資源というのは、その地域ではコアになると思うんですね、まちづくりなり景観づくりの。それをみんなが認識することによって、その隣を建て替えるとか、その周りで何かを市民活動やろうという時に、きっかけづくりの1つになったり、建て替える時の意識のかけ方をどういうふうにするかということに反映したり、そういうことになっていくかと思えます。お初天神のことしか、私はちょっと記憶にないですけれども。もし他に、こういう配慮がなされたということがあれば。

でも、おっしゃいますように、確かにもっとPRして、メディアで訴えろとか、そういう積極的な活用というのをぜひ皆様に検討頂いたら良いかと思えます。

○増田委員長

はい、ありがとうございます。

多分、景観法へ移行する時に、この都市景観資源の登録は、どちらかという地域での景観まちづくりのボトムアップ型の活動へぜひ繋げたいというような意思からこういう制度を導入したというか、継承したと思うんですね。第1回目、旧の条例でやっていた時には、どちらかという、大阪市全市的な情報発信ということやったんですけれども、新しい法へ移行した後にしましては、区を中心に景観まちづくり型の手がかりにというようなことを強く意識されたと思っておりますので、今お2人の委員からの積極的な発言がございましたので、市の方も、より有効に活用できるようなことをお考え頂いて、

また機会ある時にご説明頂ければと思います。

他に何かご質問、ご意見はございますか。

○渡邊委員

資料3にございます必須要件のところ、③の物件が特定できることとなっておりますよね。25番目以降のものが、この物件が特定できることという必須要件を満たしてないということをご説明頂いたと思うんですけど、少しまだ私には分かり難いんですけども。結局どういうことですか。見て分からないということでしょうか。この辺りについて少し教えて頂きたいと思います。

○増田委員長

いかがでしょうか。

○事務局

見て分からないというよりも、範囲がどこまでかということと、後で登録制度に関する運用についてもまたご審議頂くんですけども、登録される物件については、所有者の意見聴取ということを考えておりますので、どうしても、景色的なものほどまで確認を行えば良いのか分かり難いということで、眺望的なものは、この都市景観資源とは別に、また施策を考えていこうということ、部会の中でお話しされておりました。

○増田委員長

私も、それに関連して非常に難しいなと思うのが、例えば、天神橋筋商店街みたいなものは、アーケードを対象にするのか、あるいは、特定の位置の看板を対象にするのか、商店街そのものということにするのか、その辺りも、多分、部会でも色々な議論があったかと思うんですけども、その辺りをどう扱うのか。前々から難しいなというので課題として残っているんだろうと思うんですけどね。多分、これからどう運用していくのかとか、あるいは、違法建築物等でないことなどの必須要件とか、所有者が変わられるとか、要するに、部分的に改変されていくとかいうことに対して、非常に対応が難しかろうかと思うんですけどね。その辺り、何か事務局や部会でどんな議論をされたかというのはございますか。

○事務局

先程の栗本委員並びに藤本委員のご質問の件も含めてご説明させて頂くと、参考資料1と参考資料2ということでお配りさせて頂いている資料がお手元にあるかと思います。参考資料1に写真を載せていますが、これが、先程、増田委員長の方から、旧の、要するに、景観法が策定される以前に先行して大阪市が都市景観を考えてきた時の条例の中で、指定をさせて頂いているものでございます。先程、藤本委員の方からご紹介ありましたお初天神、いわゆる、露天神社は、2/3ページの左から2番目に載せていますが、こういったものが、過去、指定をされてきています。この指定をされてきているものは、

参考資料2の方を見て頂きたいんですけども、これが、平成14年度から平成15年度にかけてまして指定をしてきた時の全体の考え方や作業の手順を示した資料になってございます。

私の方から、先程のまちなみの議論に関して、都市景観資源には、既に道頓堀川のグリコネオンを指定させて頂いているんですけども、天神橋筋商店街の看板をどうするかという問題との関連があるのでご紹介をさせて頂きたいんですけども。この参考資料2に書いてありますように、基本的には、名称としまして都市景観資源ではなく指定景観形成物という言い方で、要するに、物そのものを指定するという事で、まちなみとかまちの全体の雰囲気とかには関係なく、その物自体が大阪の特徴を端的に表している物に限って指定していこうということで。作業の手順としましては、大阪市の方で一定の景観資源、この当時は資源という言葉は使っていないで物ですけども、のリストを参考資料2の一番上に書いていますとおり約900件選んで、その中から、都市景観委員会の方でのご審議、あるいは、アンケート等で複数回答があるとか、そういったものを踏まえまして、実際1件1件見て頂きながら、右の平成15年度の流れのひし形の上から2つ目ですけども、250件程あったものを38件に絞り、さらに現地調査をして25件に絞って頂いて、最終的に全体で22件に絞り込んだと、そういうことになっております。

何を申し上げたいかと言いますと、今回の都市景観資源の選定に合わせましては、こういった物体としての個々のものプラスまちなみも含めた形から入っていけないかなという部分のところがございますので、先程の事例で申し上げれば、道頓堀川のグリコネオンは、この当時は単体しか指定できなかったんですけども、あそこにあるから良いんであって、あれが、例えば東通り商店街にあったとしたら、果たして選ばれていたのかという部分も含めまして、単体の物と周りの持っている雰囲気と言いますか、そういったものと合わせて、市民の方が認知して頂けるものという形になっていくのではないかなというように思っております。その辺りの整理が事務局ではまだできていませんので、また委員の方々のお知恵を拝借しながら、整理をしていかなければならない事柄かなというふうに思っております。

○川崎委員

今の議論の視点なんですけど、例えば、公共施設と言われる公園もそうですし、街路もそうですけれども、広がりがあって、それで、街路の中でも、先程の天井部分のアーケードの部分もあれば、舗装の部分もあれば、周りの沿道の建物の部分もあるんですけど、いずれにしても、評価基準が4つ挙げられている中で、何が該当して、何がポイントになったのか、全体の街路なり公園なりの個々の要素に対して、何が良くて、どういうふうな維持がされてきて、貢献がされてきて、今後の活用保存というのは少し先のことでですけども、良い部分の評価がしっかりと当てはまっていると。そこが明確になれば、

例えば、アーケードと舗装の部分は、ここの商店街の方々が力を合わせられてデザインに対して非常に工夫をしてきたとしたら、アーケードと舗装の部分が評価できますし、それから、沿道の建物でも地域活動の、例えば、クリーン維持だとか安全面でのパトロールだとか色々なソフト面での関係をやられていたら、そこに焦点が当たることになり、先程の毛馬水門のところから見た借景のようなオフィスビルであれば、その借景のオフィスビルというのは場所の必然性があるのでそれはそれで美しいのですが、それを非常にうまくきれいに見せようとした公園整備がなされていれば、その公園整備に評価が当たるといようなことになると思いますので、そういう意味で、評価基準を明確にしておくということが大事だというふうに、私は思います。そこがしっかり整備できれば、それ程評価の時点で問題はないと思います。

それからもう1つ、先程の将来どういうふうに活用するかという問題ですけれども、その点については、恐らく、この大阪市だけではなく各市町村で景観重要建造物だとか景観重要樹木を指定するという事は、将来、例えば、景観法の中の重点地区をどういうふうに詰めていくかとか、それから、場合によっては、眺望景観というのは今回入っていませんけれども、京都なんかですと眺望景観という概念を入れている訳ですね。ですから、そういう個々の大事なものを指定していくことで、景観法をもっと詳細に発展させていくための1つのキーポイントになるかと思っています。そのために、広く、今回はできるだけ広く、評価基準にてそういうものを残しておきたいというようなことだと理解しています。

○増田委員長

はい、ありがとうございます。

他に何かご意見はございますでしょうか。

○澤木委員

先程の商店街をどうするかということ、これは、私も部会で議論しながら難しいなと思っているところの1つなんですけれども。今回、25番までと26番以降を切り分けている大きな理由が、カルテにある推薦理由、この書き方に寄っているところがかなりありまして。老松通りとか北新地本通というのは、通りを挙げて頂いてはいるんですけど、推薦理由からすると、どこかが特定し難いという部分があつて。ですから、今のところこれを外していますけども、老松通りのこの辺りとか北新地本通のこの辺りの景観とか具体性があれば、それを部会で見に行ったりして、審査の対象にしていくのはあり得るのではないかなと思っています。

逆に、天神橋筋商店街は、カルテの22番になるんですけども、今までのご説明だと看板とかアーケードというのが強調されているのですが、推薦理由のところには、「商店等が建ち並ぶ昔ながらの町並みの重要性。」というのが挙がっているのです、やはり、ア

一ケードだけではなくて、沿道の商店建築といえますかそういったものも含んで一体として挙げられている部分もあるので。それでいきますと、老松通りと北新地本通との区別がなかなかし難い部分があるものですから、こういうのをどう扱うかというのは、本当に一定の基準を定めないといけないのかなと思っています。

あと、所有者の意見聴取にあたって個々当たっていくということになると、ここにも書いてありますとおり日本一長い商店街なので、天神橋筋商店街全部を指定する場合、その登録作業だけでも凄いものになるので、そういった場合には、例えば、複数の商店から成る商店会とか商店街連合会とかそういう組織があれば、そこに対して何か確認することで済むのか、これは後の議題になるかもしれませんが、そういう方法を考えて、何か広く指定するという方法もあるのかなとは思っております。ここまでは、部会では意見が出てなくて、私の個人的な意見でございますけれども。

○増田委員長

ありがとうございます。

今のご意見を聞いている、あるいは、趣旨からいくと、極力広く指定できるように、かつ、やはり明確な基準や地域の思い入れ、対象が特定できるというふうなことが重要であるというふうなご意見だと思うんですけども。

何か他にご意見がございますでしょうか。

○前田委員

この必須要件と評価基準の案で、初めて参加させて頂いて議論をお聞きしていく中で考えましたことは、確かに眺望景観とこういう都市景観資源との区別はなかなか難しいということで、特に必須要件③なんですけれども、最初、物件が特定できることって余りにも限定し過ぎではないかというような印象持ったりもしたのですが、所有者の意見聴取が登録にあたって必要であるということで納得したんですけれども。今のご意見として、むしろ視点が特定できないということもあるのではないかというお話だったかと思うんですね。ですので、意見聴取にあたって物件を特定できることというのが外せないとしても、物件自体はあるんだけど、どこから見たという視点をどこに定めるのかという点もやはり重要になってくるのかなということがあると思いますので、その点、少し膨らみを持たせた表現にならないかなというように③については考えました。

あと、評価基準についてなんですけれども、特に②美観性のところですね。同じく建築物などを特定してしまうということについて少し疑問を持っているという観点から申し上げますと、今事務局の方からの説明としましてグリコの看板のお話がありましたように、それ自体、奇抜で変わっていておもしろいし、形態意匠の美しさというのもあり得ようかと。建築物についても、非常に斬新なデザインで。ただ、それがどこに存在するのかということによって、やはり大きく評価も変わってくるということで。美観性に

についての基準についても、プラス周りの雰囲気、周りの景観とマッチしているかどうかという点も加味するんだということであれば、その点を少し具体化するような基準を明文化しておけば、今後、色々紛れが生じてくる点で良いのではないかというように思いました。

○増田委員長

はい、ありがとうございます。

他に何かご意見がございますでしょうか。よろしいでしょうかね。

とりあえず、資料2、資料3に関しましては、一応、今出ております資料2のところの建築物群と書いてあるところの物件を特定できるものを対象とする、あるいは、資料3の必須要件の物件が特定できること、この辺りをもう少し加筆する必要があるかどうかについて。

○事務局

物件が特定できることについて、少し狭い意味に捉えられたかも分かりませんが、また、建物とかいうようなことにとられかねない表現であったかなと思うんですが、この意味するところは、一般の人、市民が見て、これはあのことだというのが分かるという意味で使わせて頂いているかと思います。そういう点で、先程の天神橋筋商店街を仮に指定したとしたら、あそこのことやなというのが分かる。老松町通りとか北新地本通とかいうと、人によって色々思い浮かべるところが違うということで、これは特定できないのではないかと。そういうような意味で使わせて頂いているかと思うので、少し物件という、物という言葉が入っていますので、委員長がおっしゃるようにもう少し補足をした方が良くかなと思っております。

○増田委員長

もう1点、美観というところに対して、例えば全体景観もしくは周辺景観との調和とか整合性とかいうところを加筆してはどうかというようなご意見が、評価基準のところに出ているかと思うんですけれども、その辺りについては何か。

地域性のところで、一応、全体景観的なことを書かれているんですけど、美観という視点からの記述ではなくて地域の特徴ある生活環境への貢献度みたいな形で書かれていますので、美観の辺りで周辺景観も、先程事務局の方からもございましたように、グリコの看板、あれは、道頓堀に架かっているから良いんであって、あれが、違う場所に架かっていたらどうか。水辺へ反射する、あるいは道頓堀という雰囲気の全体景観の中でのシンボル性みたいなものが、非常に評価されたんではないかというような話なので、その辺りを少し評価基準のところに入れておくかどうかについて。

その辺りは、部会長いかがでしょうか。

○澤木委員

恐らく私の個人的見解かもしれませんが、今おっしゃったような話を美観性の中の評価の視点の1つとして盛り込んでおくということには、賛成致します。

部会の方でも色々な意見が出ていますが、この評価基準が4つございますが、それぞれについて、例えば採点をして、定量化して、資料4に提示されているような、右の方に評価基準と書いて空欄になっていますが、こういうところに5段階評価とかして頂くとかということがあり得るかとは思いますが。いずれにしましても、それぞれの委員の方々が、対象物を見て、それぞれの軸をどう評価するかというのはかなり千差万別の部分が出てくるでしょうし、一定の定量的評価が難しい指標がたくさん含まれているということで、部会の方の議論では、色々な軸で評価はするんだけど、総合的に見てこれはどうかという判定をしたらどうかというような意見になっておりました。例えば、4つの軸の3つはそれ程でなくても1つに優れていれば、そういったものを拾っていくといったような考え方になるのではないかとというようなことがありまして。後の審査方法の方にも関係するんですけども、一応、こういった軸で評価しつつ、やはり何らかの全体での評価コメントを部会の方でして、それを受けて皆様のご意見を聞いて、採択を決めていくようなそういうステップが要るのではないかなと思っていました。機械的にこの基準を適用するという考えではないのが、部会の考えです。

○増田委員長

分かりました。ありがとうございます。

○栗本委員

少し細部について気付いたのですが、例えば、先程北新地本通の景観というお話が出ましたが、北新地自体は、昼間は目をつぶりたくなるような状態なので、美観とは逆の正反対にある場所ですが、夜になると、そういう汚れたものが全て隠されてしまうという。そういうものがあるのと、夜だけに限定されるものというのが他にも幾つかもしたらあるかもしれません。今後、どちらかという非常に特化した良い部分を拾い上げていくんだという時に、時間軸、夜限定だけでも、夜のここは素晴らしいというようなそういう視点も入れて、最終的には総合になるというようなことは良いかと思うのですが、大阪市の中でも、今、ナイトカルチャーで夜のにぎわいを増すようなまちづくりというのも非常に進んできていますので、そこともリンクする形で、少し夜とか夜景とかいったところの視点も入れて、眺望でなくても、そのまちなみというところで評価軸をもう1つ入れても良いかなというようなことを思いました。

○増田委員長

はい、ありがとうございます。

一応、資料2のところ、期間についての説明があって、季節限定や夜景みたいなものとか夕日とか時間限定みたいなものも、一応、対象にはなっているということでござ

います。

いずれにしても、皆様のご意見を聞いていますと、講評の書き方が非常に重要になってくる訳ですね。どういう視点でここを資源として登録したんだという講評が、非常に大きな意味を持とうかと思えますので。講評文の書き方に関しても、後でご審議頂きたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

そうしましたら、とりあえず、進めさせて頂くということで。資料2、資料3に關しましては、物件を特定できるというところについては、今日皆様から頂いた意見を反映できるような形で少し修文を、部会長と相談しながら、事務局とも相談して決めていきたいというように思えますけれども、一任頂いてよろしいでしょうか。

それともう1点、評価基準に關しましても、少し全体景観であるとか、あるいは地域のシンボル性というような辺りですとか、あるいは時間とか季節性とかいうような辺りも反映できるような形でということで、これに關しましても、少し部会長と事務局とご相談させてもらいながら、委員長にご一任頂くということでご了解頂けましたらと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

そうしましたら、その次ですけれども。今度は、次の段階へ入っていかないといけませんので。ご提案頂いています北区・旭区で、第1段階の事前審査として、現地審査に残す物件とこの段階で外すという物件とがございますけれども、この辺りについて、ご質問やご意見がございましたら。

特に北区に關しましては、カルテで1番から35番まであつて、そのうち33番、34番、35番は、北区からの推薦が無かったものとして現地審査の対象からは外すというご提案ですね。それともう1点、統合化を図って頂いている訳ですけれども、例えば、梅田スカイビルですと、スカイビルとその周辺の屋外、里山的な「中自然の森」、あるいは「花野」という辺り、これを一体的な物件として統合化して1物件としているというこの辺りについて、少し皆様のご意見を頂ければと。資料6で、38物件の整理をして頂いておりますけれども、北区から推薦の得られなかったもの3物件、必須要件を満たさないものと思われるものを7物件、それとひとまとめにしたものということで1番、4番、9番、22番、こういう形で整理頂いております。この辺り、具体的な物件について、ご質問やご意見があつたらと思えますけれども。先程も少し触れて頂いたと思えますけれども、いかがでしょうか。

少し私の方から。必須要件とも関わりますけれども、区との連携事業でやった場合には、区からの推薦がないともうこの段階で対象から外すというようなことになっておりますけど、区と連携しない場合は、どんなことが想定されますか。

○事務局

こういった都市景観資源の取り組みの形でやっていく場合は、区との連携と考えているんですけど、例えば、今までやってきた「大阪まちなみ賞」とかそういったものに関して、将来、都市景観資源ということが考えられるとか色々なことが想定されますので、そういった場合は、特に区からの推薦という必要はないと思われそうですが。指定景観形成物から都市景観資源という取り組みとなった時点で、区連携というお話がありますので、しばらくはこの区連携で続けていきたいと考えています。

○増田委員長

わかりました。ありがとうございます。

何かご質問はございますでしょうか。部会の方からは、何か補足はございますでしょうか。

○澤木委員

補足といいますか、少し部会の方としても皆様のご意見を頂きたいのが、例えば、資料5個別カルテ（案）の④ですね。明治安田生命大阪ビルというのがございまして、カルテ裏面のビル単体の方でいきますと、このビル自身は、西梅田地区の再開発の中で建てられた比較的新しいもので、これ自身が景観的にシンボルであり優れていれば良いんですけども、推薦理由を見ますと、区からの推薦理由なんですけど、「スターバックスのテラスから見上げると…」と書いてあって、「ダイナミックで迫力があり、ここでただくコーヒーの味を一段と深いものにしてくれる」という理由なんです。こういうものを我々が見に行くと、また評価はさせて頂くつもりなんですけど、区から挙がってきている理由として、もう少し公共性の高い理由が欲しいなという点がありますのと、同時にひとまとめにしているのは、地下の通路の部分の噴水というか壁泉なんです。これは地下空間です。あと、個別カルテ（案）の⑯というところにも西梅田地下街の滝ということで、ほぼ同じ場所にある別のもう少し入り口に近い部分の滝なんですけど、こういったいわゆる地下街という室内の中のものも都市景観という形で捉えるかどうか。公共性を持っている空間ではあるので、一応、こうやって挙がってきているんですけど、その辺りの基準についても、何かご意見を頂ければなと思っています。

○増田委員長

ありがとうございます。

今部会長の方からご意見を頂きたいということございましたけど、いかがでしょう。

多分、地下街に関しましても、道路法上の道路の地下街というのは、この頃大分増えてきていますよね。単純な共有地ではなくて、法上の道路となっている地上の道路と変わらない法上の道路があって。西梅田の噴水の辺りは、道路法上の道路に面しているのではないのでしょうか。

○田中建設局管理部路政担当課長

今日のカルテに載っているものについて具体的に調べてきた訳ではないので、一般論でしかお答えできませんけれども、地下に設けられている通路としては、先程ありました地下道として、地下にはあるけれども道路そのものとして大阪市、具体的には建設局が管理しているものもあれば、いわゆる占用物件として通路機能を併せ持ったものとして、主としては店舗を展開するためですけれども、地下街というものがあります。それから、地下道の機能を持ちつつも協定等によりまして、まちなぎわいをもたらす要素を付加して、その付加した部分は民間事業者の方が維持管理に当たるといような形態、そういったものに分類されます。ですから、この場合は少なくとも店舗が面しておりませんので、地下街ではないと。残るは、地下道そのものか地下道ではあるけれども民間の方が維持管理かということですが、多分、建設局では噴水等の維持管理は行えませんので、第3番目のものに該当するだろうと思います。

○増田委員長

はい、ありがとうございます。

他に何かご意見はございませんでしょうか。

○川崎委員

先程言った意見とまた関連するのかもしれませんが、今回、必須要件を満たさないとされる公園というのが幾つかあって、これは物件を特定することができないということなんですが、恐らく今後も、通常の都市公園というのは、こういう形で要件を満たさないとされるところに入っていくケースが多いのではないかと先程も申したんですけども。今回、この中で採用されているのは、例えば、空中庭園などの民間整備が特化しているところとか、ある種のランドスケープデザイナーが関与しているところが多いと思うんですが、公共が標準設計とかというところで展開しているようなところというのは、そこそこの場所としても、オープンスペースとして機能も果たしていますし、それから、公園の性格上、先程申しましたが、必然的に視界が開いているので周りの眺望が見え易いところもあるかと思うんですが。その公園が悪いという訳ではないんですが、公共公園というのは、通常の公園は一定レベルの景観は有しているけれども、恐らく今後、除外されていく可能性が大いにあるというように思っております。ただ、それが良いのか悪いのかという最終的な結論は、部会の中でまだ議論の必要性があるのかもしれないけれども。先程の評価基準に明確に対応できれば良いんですが、なかなかデザイナーが関与していないという、アメリカのランドスケープデザイナーのようなものが日本の場合は広範囲に浸透していないので、その辺りが若干気にはなっているところなんですけれども。現状では、そういう形で進んでいるということでございます。

○増田委員長

ありがとうございます。

○澤木委員

今の川崎委員からの公園に関する意見については、賛成なんですけれども。多分、この必須要件で外れていると思われる7物件に入っている30番の毛馬水門公園一帯、それから29番の淀川左岸堤防からの景観は、公園という名前が付いているんですけど、公園のエリアが特定されていないと言いますか、私は別の関係で国土交通省の淀川河川事務所の委員会に入っているのですが、ここの淀川河川敷は、長い間幾つかに区分してそれぞれで占有申請をされていて、その中で、ここは何とか公園ですよという公園利用しますよという申請が出ていれば、旭区の城北公園みたいに特定し易いんですけど、多分、毛馬水門公園という概念の公園自身が無いかもしい。きちんと調べていないんですけど、毛馬水門辺り一帯の景観と言われているので、そうすると難しい。毛馬水門というのが出てくれば、特定し易いんですけども。その辺りの問題もあるのかなと推察しているところなんです。特に淀川の高水敷というか、ここの取り扱いは難しいなという気が致します。

○藤本委員

私自身は、公園だから外すということはないと思うんですね。例えば、少し離れた時に、その緑がこの地域の景観資源としてボリュームがあるとか、そういうことで、十分公園は考えていけると思います。ただ、今回挙がってきたものが、色々事情があって外れているということになっているんだと思うんです。

あともう1つ、違う側面でいうと、確かに、前回まで決めてきた物件と今回都市景観資源という捉え方で決めなければいけないというのと物として見て違うかもしれないですけども、私自身の考え方でいくと、都市景観資源というのをどういうふうに捉えるかという、やはりそれを活かすという、活かすための資源というふうに私自身は捉えているんですね。その活かせる要素であれば良いと思うんですけども、やはり眺望景観とかは違ってくると思いますし、公園でももの凄く広がりがあったどこまでか区切れないものというのは。では、これを活かして、隣がどうしようとか、そういう配慮をする時には、やはり固有の範囲が、物件が特定できていないと難しいのではないかなというように捉えています。

○増田委員長

今回は外れてしまうんですけども、淀川を西から渡ってくる時に淀川から見る梅田の高層ビル群、これは、結構色々な人が好きですとか、大阪を特徴付けているとかということでよく挙がってくるんですよ。昔の大阪の浪花百景とか名勝図絵なんかを見ますと、自分の立っている視点は全然描かれずに眺望だけが描かれている図絵と、自分の立っている視点場と視対象である眺望とを一体的に描いているような図絵と両方あるん

ですね。多分、梅田の超高層ビル群を見る地点というのは、視点場の特性よりも、むしろ視対象としての眺望がもの凄く優れていて、名所みたいになり得ると思うんですよね。だから、そういう面でいうと、立っている場所そのものの視点場としての特性は無いんですけれど、視対象としての眺望が非常に良いような所は、その視点を保護するみたいな、あるいは保全するみたいな形で、眺望地点みたいな何か枠組みが1つあれば、視対象をどうこうするよりも、その眺望地点が大阪にとって、あるいは地域にとって、非常に重要なやというようなことが、何か資源登録みたいなことができるようなことがあれば、浪花百景とか昔の図絵なんかに近づくのではないかなと思うんですけれどね。また、どこかでご議論頂ければなど。部会の方でも、ご議論頂ければと。

他にいかがでしょう。

○栗本委員

先程の増田委員長のご意見には私も同感で、外国人を騙すのに、私は、OBPの上に連れて行くんですけれども、大阪を全く違うまちだと勘違いさせるような非常に美しい眺望があって、ぜひお願いしたいと思います。

それと、非常に個別のお話なんですけど、カルテの19番で、先程地下街の滝の話が出た時に思ったんですけれども。ここは、阪神グループが全てされていると思うんですけれども、西梅田の開発をする時に、ランドスケープデザイナーが入って、ハービスエントの方ですとか元々のハービス大阪の方も含めて、光と水と緑というようにかなり色々されていて、ここだけを切り取るというのは余りもったいないと思うんですけれども、評価の視点としては、少し欠けていると思うので、応募としては無いのかもしれないんですけどプラスアルファで、ハービスエントの方にも段々になっている滝のようなものができていたりですとか、あと1階の方も、梅田の大都市の中でも光、夜景なんですけど、光がまちににぎわいとして漏れるという建築をわざとしていて、そういうことの開発をしている部分は梅田の中で初めてだというように話を伺ったこともありまして。夜の西梅田というのは、ハービス大阪とハービスエントの光というところでかなり変わってきて、光のにぎわいとしての漏れというのが1つの演出にもなっているという話を聞いているので、どこで絞るかは少し難しいんですけれども、この滝だけで切り取ると、単なる蒸し暑い空所になってしまいますので。この広場には空地があって、ここで何かイベントができるようなことにもなっていて、お初天神のイベントがここからスタートしているだとかそんな使われ方もされているようなので、もう少し広い視点で、カルテの19番のコンテンツをもう少し増やしていくと、この登録に値する程の魅力的な場所になるかなというように。応募はこうであったけれども、部会などでプラスアルファの肉付けをされた方が良いような気がしましたので。

○増田委員長

ありがとうございます。

推薦理由の最初の1行半程を読むとまさにそうで、「梅田周辺の地下街には工夫を凝らした水辺空間があちこち見られ、歩行者を楽しませてくれる」というこれを一体のものとして見た時に、どの範囲を特定できるのかというようなことをお願いできたらというようなことですが、いかがでしょうか。部会の方で、少しそこまで踏み込んで、対象というものをご議論頂けるようなことはございますでしょうか。

○澤木委員

部会の方でも、一応、必須条件で5つ挙げていますけど、私と事務局の議論の中で⑤に区からの推薦とありますが、これ以外に、この委員会でのご意見というのものもあるんじゃないかと。区からは挙がっていないけれども、北区といえればこれが落ちているとか、これが大事だと、今の栗本委員のようなご発言があれば、それも対象にすべきかというように考えておりますので。その辺も含めて、現地視察に行かせて頂くつもりではおりますので、そういった推薦も挙げて頂ければと思います。

○増田委員長

他はいかがでしょう。

もう1点、私の方から。旧の銀橋とその横に新橋、新しい1号線の橋が架かっていますよね。カルテの25番ですかね。旧の銀橋は資源登録をしていますよね。そうすると、これは、古いものと新しいものと一体的登録というように考える方が良いのか、あるいは、やはり別々に資源登録していくのかというのは。

渡邊委員いかがでしょうかね。もし、何かご意見ございましたら。

○渡邊委員

河川敷等での工事規制というようなことから、実は同じようなアーチではなく、ライズというか平たさが、かなり違うものが一体となっていますよね。最近、国土交通省の指導でできたものなんですけども、この辺りが少し残念だなと、私は個人的に思っています。今おっしゃったことは、古い銀橋以外のという視点ではなく、この2つをひっくるめたものとして、また別の価値があるということで申請されているというように考えているということだと思いますけども、私は何も言えないですね。新しい色々なしがらみでできたデザインが、こうならざるを得なかったということでもありますし。どうでしょうか。美しさという意味では少し不釣り合いですかね、2つの橋は。しかし、これはこれで、最善を尽くしているのかなと私は思っております。

○増田委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、資料5のところに関しましては、少しご意見が出ましたように西梅田のガーデンシティのところの辺り、それとハービスエントから含めた辺りですね、そ

の辺りも含めて、少し部会の方で、対象エリアをどう特定するのかというようなことも一度ご検討を頂きながら、現地審査をお願いしたいと。それ以外の物件に関しましては、ご提案頂いていますように、北区に関しましては25番まで、それと、旭区に関しましては5物件を現地審査して頂くということによろしいでしょうか。

多分、全く手がかりの無い新しい資源をここで議論して出しなさいということになったら、もう切りが無くなると思うんですね。前回なんかも、ずっと蓄積されてきた資料というのは大阪市域で900物件ぐらいあって、それをどうかということを経験しただしたら、区と連携している意味も無くなりますので、今頂いたように、ここに手がかりがあるものを少し拡大解釈しながら、ここでご議論頂いたところに関しては手を広げて、少し現地審査まで行って頂くというような形で収めさせて頂いてよろしいでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。

また、澤木部会長ともご相談させて頂かなければならないのですが、現地を見て頂くことによって、逆に審査基準について、もう少し明確化と言いますか、もう少し範囲を広げるのか、あるいは、もう少し狭めるのかということも含めて、ご議論頂ける部分があるのではないかなと思いますので。今日事務局の方からご提案させて頂いたもので、とりあえずスタートさせて頂くということで。また、澤木部会長には色々ご迷惑かけますけど、よろしくお願い致します。

○澤木委員

最初は、ケーススタディ的なところが多いかと思いますので。

○増田委員長

そうですね。

そうしましたら、後は、少し今の議論とも関連するんですけれども、最終的にそれを絞り込んでいくための審査方法と、少しこういう点を次回の都市景観委員会に向けて情報提供して、審査の判断基準にしたいというようなことも含めて、ご意見を頂ければと思います。したがって、資料4と資料7に関連してご意見を頂ければと思います。

部会長の方で、何かそれに関連して補足なり、皆様こういう点を聞いておきたいということございましたら。

○澤木委員

皆様にといいますか、部会の方で一番苦労しているのは、市民に親しまれているというものの客観性をどう捉えるかなんです。今のところカルテに掲載させて頂いているものは、事務局で色々な文献等に掲載されているものをピックアップして書いて頂いているんですけれども、なかなかその辺りの客観性とか評価が難しいというのがあります。今回初めて、北区と旭区でやっているということもあるんですけど、次回、中央区とか

他の区から挙げて頂く時に、親しみ安さとかいうのは、やはり区が一番身近に知っているはずなので、もう少しうまく挙げて頂くような仕組みが要るのかなと思っています。

○増田委員長

今の話で言いますと、現地審査だけでなかなか診断し難いというのが、特に評価基準からいくと、①の認知性であったり③の地域性であったりということですね。この辺りを区行政の中で、あるいは、わがまち会議の中で、重点的に議論して頂いたり、補強して頂くみたいなことをご依頼するというようなことは可能でしょうかね。

○事務局

依頼した結果、カルテの右下の方に区からの推薦という欄があると思うんですけども、その程度しか、結局、わがまち会議とかにもかけたんですが、挙がらなかったのが現状です。わがまち会議の方が、区内全範囲にお住みだと良いんですけども、割と偏っておられたりということもありまして、良く分かるものはたくさん書かれているんですけど、そうではないものについては、それは区としては重要だから残しといてというようなことになっているんですけど、具体の理由とかが出てこなかったという状況です。

○増田委員長

何か良いアイデアはございますでしょうか。これは、インターネット検索みたいなことはして頂いているのですか。

○事務局

検索はしております、（カルテの）○がついているものが、元々推薦された方からの推薦理由であります。地域性、歴史性や美観性に分けて書いてある部分につきましても○のみが推薦理由のものです。残りのものにつきましては、区のパンフレットやインターネット情報などである程度信憑性のあるものについて記入しております。

○増田委員長

何かこの辺り、資料としてどう補強したら良いかというようなことについて、アイデアを頂ければと思いますけど。

例えば、大変な作業になろうかと思うんですけど、現地審査と言いますか、部会の方で役割を頂いて現地に視察に行き頂く時には、事前に所有者と何らかのコンタクトをとって、所有者に、例えば天神橋筋商店街であったら商店街の会長さんに、ヒアリングをしながら現地審査をするというようなことをお考えなのか。それをやるとべらぼうに時間が掛かるので、どちらかと言うと、美観調査的な形での審査になるのか。その辺りの何かイメージは事務局の方でございますでしょうか。

○事務局

今のところ、一応、連絡は取る予定ですが、立ち会って頂くとかいう協力のところまではお話ついておりませんという状況です。

○増田委員長

そうですか。

たまたま、私は、大阪府、大阪市、建築士会でやられている「大阪まちなみ賞」の審査委員長をしていたり、統合化される前の「みどりの景観賞」の審査委員長をしていたんですけど、「大阪まちなみ賞」の方は物件が多いので、一切所有者とコンタクトを取らないというルールで回っていたんですね。1物件20分とかです。「みどりの景観賞」は、どちらかという、もう少し物件数が少ないものですから、所有者とコンタクト有という形で審査を回っていて、日没以降になることもあったんですけど、やはり所有者とコンタクトを取ると、色々な地域性や推薦なんかが、結構ヒアリングできるんですね。その代わり、時間が少し掛かるんですけど。その辺り、少し自薦的な部分があれば、それもひょっとしたら、ここのカルテの中に書くのはありかなという気はするんですけど。どうでしょうか。物件数が多いですから、大変でしょうか。

○事務局

今のところ何とも言えませんので、また連絡を取りながら、お返事させて頂きたいと思っております。区のがまち会議の取り組みとして、今回、北区、旭区としておりますけれども、色々行く時期によりまして、区民まつりと重なるとかそういうような状況であったりとか、次の中央区だと、当初はわがまち会議でやるとおっしゃっていたのが、今年度になると、ちょっと無理ということで区役所として何らかお手伝いするというようなことになっていきますので。できる限り努力はしたいと思っています。

○増田委員長

これは、最初にご議論頂いたように、この資源の登録の持っている意味だとか、それを何に役立てていくかとかいうようなご議論がありましたけど、極力、色々な意味で、せっかく資源登録をしようとしていますので、今後の活動にどう繋げていくかということになると、コンタクトを密に取って頂くことが、ひょっとしたら地域まちづくりへの良い刺激になろうかと思っております。その辺りも少し考えながら、厳しい目で審査をするのではなく、どちらかと言うと地域活動誘発型の審査みたいなことを心掛けて頂ければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○川崎委員

今の委員長のご意見で少し思ったのですが、そうすると、例えば、地域の特徴ある生活環境の貢献度とか活動とかそういう所有者との関連から引き出されている情報ということに、部会の方でも、恐らくこの辺りが特化するのではないかという議論があったんですが、その時に、この認知性を止めてしまって、認知性を地域性の中の1つと置き換えることも可能ではないかと。要するに、一般市民としての情報を取る仕組みをこの審査の中で与えないならば、その中に入れてしまうのも1つの手ではないかなというふう

に思いました。

○増田委員長

なるほど。その辺いかがでしょうかね。その辺も含めて、少しケーススタディ的なことがございますので。

多分、認知性を全く無くしてしまって、公共性というところが無いというのも問題で、やはり公共性を担保しながらということになろうかと思っておりますので。少しその辺りも、部会の方でご議論頂くというようなことでよろしくお願ひしたいと思っております。

あと、審査ですけれども、部会でかなり事前のデータ処理、データ整理とか現地での審査を頂く訳ですけど、最終的には、ここで都市景観資源の登録の物件を審査することになろうかと思っております。審査の方法に関しては、例えば、今出ています北区でしたら25物件、旭区でしたら5物件に関しまして、やり方としては、総合的に評価をして、ここで投票する訳ですけど。どうでしょうかね。上位何点か選んでくださいというようなやり方をするのか、例えば、25物件もせっかく現地審査に行きまして挙がってきていますので、それに対して可否投票みたいなことをして、余り件数にこだわらずに、皆様からご賛同頂いたものに関しては、極力、たくさん資源登録をしていくという方向で議論を進めていくのか。少しその辺りが、案1と案2が少し違うのかなと思うんですけど。その辺りに対して、何かご意見を頂ければと思っておりますけど。

部会の方では、何かご意見ございますか。

○澤木委員

部会の方では、後者になりますかね。数を決めて選ぶというよりは、ふさわしくないものを除外していくみたいな方向になりますが、できるだけ幅広く拾うような形のものを目指したらどうかという意見になっております。

資料7の1案と2案の違いは、2案は、例えば、可否投票をした場合に、この委員の方々の3分の2以上の方が可としているものは自動的に拾おうというような形の、1つの基準を持っていようというもので、1案も余り変わらないんですけども、もう少し1件1件色々な意見を頂きながら総合評価して、これはふさわしくないなというものを外していくようなプロセスで決めていくのかなという。余り大差ない案だと思います。

○増田委員長

とりあえず、ここで皆様の何らかのご議論もしくは投票頂いて、この委員会として採択を決めていくということで、皆様ご了解頂けますでしょうか。

そのやり方に関しましては、時間との関係がございまして、1件ずつご議論して頂くのか、あるいは、ある程度投票して、全く議論の必要性なしに良いというものはず採択してしまって、ボーダーライン上のものだけを少し詳しく議論していくのかというような形で進めたいと思っておりますので、ご了承頂けますでしょうか。

(「意義なし」の声)

そしましたら、一応、そういう形で進めたいと思います。

あと、審査講評に関しまして、これは、どういう視点でそれを資源登録したのかというのは、これが一番大事になってくるというご議論を皆様から頂いております。旧の条例の時には、各委員皆様に手を挙げて頂いて、委員お1人ずつに、参考資料1にありますね、今資源登録されているのが一心寺から淀屋橋までこういうものがあって、大体300字ぐらいで書きましたかね。200字か300字ぐらいで各委員分担して講評というのを書いた訳ですけど、今回は少し時間的な関係もあって、部会の方と事務局で、一応、原案を作って頂いて、それをこの場で審議をするか、もしくは、持ち回り審査的な形で審査を頂いて講評していくというご提案を頂いております。極力、皆様に目を通して頂いて、講評して、効果的に運用したいと思いますので。もしかしたら、審査過程の中で、お1人ずつに何点かお願いするようなことになることもあろうかと思っておりますけれども、こんな形で進めていきたいと思っておりますので。特に、審査の視点、候補を選んだ視点というのが非常に大事だということですので、その辺りをシャープに講評を作っていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいというふうに思います。

何かこの点に関してご質問、ご意見はございますでしょうか。

○小伊藤委員

北区と旭区と数が凄く違うんですけども、これは、たまたまそうだったのか、依頼する時に幾つぐらいとか特に指定しないと認識が違ってこうなってしまったのか、今後のこともあるので教えて頂けたらと思います。

○増田委員長

その辺りはいかがでしょうか。

○事務局

北区に関しましては一般公募を致しましたので、それで集まった数が60件で、同じものだったのを外して41件からスタートしているんですけども、旭区の場合は、わがまち会議で取り上げていくということで、そのわがまち会議が前年度にお宝発見という募集をされていまして、お宝発見は、色々な文化というかお店のこんなおもしろい人がいるよとか色々なものが混じったもので、その中に、こういう建物というか景観資源のものが5つあったということで。少し取り組み方が試行だったこともありまして、やり方が違ったためにこんな形になったということなんです。お宝発見をする段階で、全体に、区民の皆様にお聞きしているということで、ここでは同じに扱っているんですけど。

○増田委員長

よろしいでしょうかね。

これもやはり、あまり単純な均等論は必要ないかと思うんですけど、どういうプロセ

スで選ばれてきたのかとか、審議をしたのかみたいなものは、やはり市民への説明責任をきっちりやっておいた方が良いかもしれないですね。そうでないと、特定のところだけもの凄く多くて、特定のところだけ非常に少ないみたいなことがあると、何でやねんという疑問が出るかもしれませんので。うまくきちんと情報発信をして、説明責任をきっちり果たしていくというようなことが必要かと思えますけれども。

そんなこともあってご意見を頂いたんでしょうかね。

○小伊藤委員

旭区の方が、余り少ないとどう思われるかなと少し思ったので。

○増田委員長

そうですね。

少しその辺りも配慮をするという。多分、今度中央区で行ったら、もの凄い件数が出てこようかと思えますので。

そうしましたら、今何個か委員長と部会長と事務局預かりという点がございましたけれども、一応、基本のご了承頂いたということで。第1の議題に関しましては終えたいと思います。

残された時間ですけれども、議題2についてご説明を頂ければと思います。

○事務局

その前に、委員長が先程おっしゃられた指定をした物件といいますか、資源についての講評の仕方につきましては、これは、大阪市として指定していくものでございますので、先程冒頭にもありましたけれども、資源として指定すればどういう効果があるかというところもございますので、少し最終的にどういう形にするかというのは、またご相談させて頂きたいと思えます。今事務局の方でこれという形はないですけれども、時期も含めてご相談をさせて頂きたいなと思っておりますので、その辺りご了承をお願いしたいなと思えます。

つまり、例えば形から申し上げますと、大阪市長が決めるという形をとっておりますので、委員長の方から市長に答申を頂いた上で、そういうセレモニー的なものをしてながら講評していくとか、そういうことを含めて、少し相談、調整させて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○増田委員長

はい、分かりました。

そうしましたら、残されている時間が大分限られてきておりますけれども、資料の説明をお願いしたいと思います。

○事務局

(資料8の説明)

○増田委員長

ありがとうございます。

事務局の方で、今悩まれていることやここで議論しなければならない点というのは、いかがでしょう。何かございますでしょうか。

○事務局

まず、以前と比べまして、都市景観資源ということになりましたので、今回かなり減っていますけども、通りなどで場所を特定でき難いようなものが、もし指定されたという場合に、情報公開していきますので所有者同意が前提なんですけども、どういった形で所有者の意見を聞くようにするかとか、建築物群を指定する時に全部の方の同意を得なければいけないのかとか、そういう辺りも含めまして、所有者の意見を聞く範囲とかいうことを一度議論して頂かなければいけないのかなという点と、それから、以前の指定景観形成物ではないので、現状変更等についてどの程度、もちろん規制は無いんですけども、届出も含めて、どの程度の範囲で必要と考えれば良いのかといったことについて、少し悩んでおります。よろしくお願いします。

○増田委員長

はい、ありがとうございます。

これは、多分、先程あった天神橋筋商店街のような、通り景観みたいなものをどうするのかということがあって、少しケーススタディ的に北区、旭区をやってみないと分からない状況があって、多分、今日の段階で（案）を取るというのは非常に難しいかと思っておりますので。何かこれに関連して、今日色々なご意見を伺っておきたいと思うんですけど。何かこれに関連してご意見はございますでしょうか。

2)の第5条関係と書いています「都市景観委員会で最終的に選定された都市景観資源候補について、同意が得られたものについて、登録通知を行う」というところですけど、確か市長が指定するのではなかったですかね。だから、都市景観委員会が何かするということよりも。

○事務局

すみません。

ここの表現は言葉足らずです。都市景観委員会で選定されたものについて、市長が決定し、それに基づいて通知するということです。

○増田委員長

そうですね。その辺りは、少し条例文と合うような形で。

あとはいかがでしょう。

特に1)と3)の辺り、あるいは4)辺りで、非常にもの凄いな数の所有者がいるようなところですね。例えば、先程の天神橋筋商店街なんかであったら連合会の会長さん

に一任してしまうとか。その辺りは、何かアイデアなり、こういう点を考えておきなさいよということがございましたら、ご意見を頂きたいと思うんですけど。

○川崎委員

少し、基本的なところを確認させて頂きたいんですが。所有者が変更になる場合には、現所有者に対して、変更になるという届出を出してもらおうということは分かるのですが、その次の新しい所有者に、もう一度変更届を出して頂くというのが少し分かり難かったのですが。要するに、新しくなられた所有者の方には、事前に引き続き都市景観資源として大阪市からなるかならないかという意向を聞いて、通知を出せば、それで。いずれにしても、新しい所有者にもう一度発行しないといけないかと思うんですが。変更届をもう一度出させる理由というのがどこにあるのかなと思って。むしろ、これを出さなくても良いのかなと思ったのですが。それで、先程の登録解除するのか継続するのかを事前に決めて、それで、その方に新たに通知書を出せばそれで済むのかなと思ったんですけど。手続のところでも少し確認ですけれども。

○増田委員長

事務局の方、いかがでしょうか。

多分、そういうことを意図されて、これも少し言葉足らずであろうと思うんですけども。

現所有者が、新しく所有者となるものに対して、物件等が都市景観資源に登録されている旨を継承して頂くというのは、要するに、売買する時に資源になっていますから資源登録を継承してくださいねという条件つきで売買するみたいに見えるので、そうなる少しきついですよね。そうではなくて、要するに、所有者が変わりました、誰々に変わりましたというのを大阪市に届けて頂いたら、大阪市の方から、再度資源登録をして頂きたいというような旨と、同意が得られた場合には、再登録をして頂くという方が良いのではないのでしょうかというご指摘ですよね。

○川崎委員

現所有者が変わった時点で、一旦解除になっているんですよね。

○増田委員長

そうですね。少し、その辺りもご検討頂ければ。

○事務局

検討させて頂きます。

○増田委員長

あと、何かお気づきの点はございますでしょうか。

○澤木委員

今話を聞いていて思ったんですけど、要綱にはないのですが、一旦は同意したけ

れども所有者の変更等で同意を破棄するといえますか、所有者側から登録を解除して欲しいという願いを出すルートが、今の要綱には無いのかなど。大阪市の方から解除するルートはあるんですけども。それは無くても良いんでしょうかというのが、少し気になりました。

○増田委員長

これはいかがでしょう。

○事務局

明快な答えになってはいないですけれど、資料2の一番上のところに、都市景観資源の登録に関して条例第18条にこういう形で決めていますよということで、「市民等に親しまれ、……市長は都市景観資源として登録することができる」、これだけが、実は条例上の規定になっていまして、その規則なり要綱というのは、これから決めていかなければならないのですけども。先程、複合物になっているものについての所有者同意のあり方についての方法論についてご相談申し上げたんですけども、行政法的にこういう同意を得なければならないとか、同意書の提出を求めるとか、あるいは、軽易な変更をしたときに届出を求めるとか、あるいは、所有者が変わった時に変更届を求めるとか、それが、正直、この第18条だけで可能かどうかという議論を、実は、事務局もまだきちんとできていませんので、非常に中途半端な資料で申し訳ないですけれども。ただ、先程の北区、旭区の都市景観資源を指定する時には、この要綱も整理ができていなければならないということで。今澤木委員からもあった点も含めて、もう一度、事務局の方で検討をさせて頂ければと思っております。

それともう1つ、これがそれに当たるかどうかは確認できていないですけれども、実は、大阪市の全体の条例に基づく規則、要綱等を制定する場合の手続もございまして、最近の流れの中ではパブリックコメントにかけていくという、そういう手順も決めたものがございまして、それとの整合もありますので、お時間を頂いて。検討部会の方では、先程の事例の方をやって頂いてございまして、要綱についてはそこまで深くご議論を頂いたことも無く、まだ議論の端緒にもついてないというようになっておりますので、申し訳ないですけれども、ご理解頂ければというように思っております。

○増田委員長

少し前の委員会のご紹介をしますと、同意が必要か必要でないかということについて、かなりドラスティックな議論がなされまして、極端なことを言うと、景観資源というのは公共性の非常に高いものであるから同意無しに市長が指定できると、同意なんかを取る必要ないみたいな議論までございました。それは、公共の資産ですよみたいなことを考えるべきでないかという、かなり強いご意見の委員もいらっしゃったことはあるんですね。だけど、実態を考えると、やはり所有者の意見を聞くというのは、現状としては

必要だろうというようなことになった訳ですけども、そんな議論も昔はあったということをお紹介しておきます。

まだまだ不備な点があるかと思しますので、ご意見を頂ければと思いますけど。

○中原委員

今の同意の点なんですけれども、これは、所有者の意見を聞くということは必要だと思うんですけれども、同意というのを絶対的な要件にしてしまいますと、たくさんの関係者がいるような場合に1人でも反対したら指定できないのかという問題ですとか、あるいは、一旦指定した後でやはり外して欲しいという問題、所有者が変わった場合の問題というのが出てきますので。この指定というのは、法的には義務がかかる訳ではありませんので、所有者の意見を聞いた上で判断するというので、原則としてというのはあり得ると思いますけれども。余り絶対的な要件にしてしまわない方が良いのではないかと思います。

○増田委員長

ありがとうございます。

そうですね。過料がかかったりとか禁止がかかったりとかそういうことではない、行為の制限が伴わないのでということですね。その辺りも参考にご検討頂ければと思います。

まさに何百人といらっしゃる地権者の中で、1人でも反対したり解除申請が出たら、本当に解除しなければならないのかということ、やはり通りみたいなものは指定できなくなろうかと思しますので。

今中原委員から貴重なご意見を頂きましたので、ぜひその辺りも斟酌して頂きながら深めてもらえれば良いと思います。

○事務局

例えば、所有者の方々1人1人に指定しても良いですかというような同意を取るのではなく、お知らせのような事柄として、例えば、北区とか旭区の方々にこういうのが指定の候補として挙がっているよというものを整理して、お示しをして、それに対して、またご意見を聞くとか、そういうステップを入れることによって、所有者だけに限らず周りの人にも一定の理解を求めるとか、そういう、これは法律議論の部分なんですけど、そういう方法である程度一定の合意形成が図られたとか、そういう形を取っても良いものかどうかというのは、非常に悩ましいなと思っておりますので。（同意というのは）時間の掛かることですし、ただ説明責任ということであれば、そういうのをオープンにして選んでいったよということの説明もできるので、どちらの道が良いのかなというのを少し悩んでいるところです。

○増田委員長

今の件で何かございますか。

○中原委員

なかなか難しいですけれども。要綱（案）では第4条で所有者というふうに明記されているんですけれども、商店街のようなものを考えると、余り所有者というようにはっきり決めてしまうと、やはり難しい問題が出てくると思いますし、それから、同意書というような形で非常に硬い仕組みと良いですか、こういうようにしてしまうのが良いかどうか、もう少し運用で柔軟にできるような仕組みの方が良いのではないかと思います。少し書き方難しいので、今余り良いアイデアは無いんですけれども。

○増田委員長

はい、分かりました。

だから、景観重要建造物とかそういうようなもう1ランク上のものとは全然違って、どちらかという市民の方々が誇りに思いながら、まちづくりに少しでも寄与できるようにということで考えている制度ですので、極力、柔軟に運用できるような仕組みで要綱を作って頂くということを今日はお願いして、ご検討を深めて頂きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございます。

そうしましたら、最後に、ご報告になろうかと思ひますけれども、今年度行方中央区の状況について、ご報告頂きたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○事務局

（資料9の説明）

○増田委員長

はい、ありがとうございます。

非常に多くの登録候補が挙がってこようかと思ひますので、楽しみの反面、どうやってそれを精査していくのかという大きな課題も残るかもしれませんが、皆様ご協力の程よろしくお願ひしたいと思ひます。

中央区の景観資源候補の募集について、応募イメージが提供されていますけれども、何かご質問やご意見がございましたら。

これに関しては、お気づきの点があれば事務局の方にご報告頂くというようなことで、時間も参っておりますので、そのように対応したいと思ひます。

予定時間より10分程オーバー致しましたが、本日予定しておりました議事は、皆様方のご協力によりまして終了致しました。

どうもありがとうございました。

進行の方を事務局へお返ししたいと思ひます。

○事務局

増田委員長、どうもありがとうございました。

本日は、長時間、熱心なご審議、また貴重なご意見を頂きまして、本当にありがとうございました。それらの意見を参考に、事務局の方で、また部会とも相談させて頂いて、進めてまいりたいと考えております。今後とも、委員の皆様にはご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これを持ちまして第26回大阪市都市景観委員会は閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以上

大阪市都市景観委員会委員

⑩

大阪市都市景観委員会委員

⑩